

公益財団法人くまもと産業支援財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「財団」という。）定款（以下「定款」という。）第15条及び第32条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、財団を勤務先として、この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等の額は、別表の額の範囲内で評議員会において定める。
- 3 報酬等の支給日、支給方法等については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第4条 財団は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を支給し、その計算方法及び支給方法は職員等の旅費に関する規程の例による。

- 2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は職員給与規程の例による。

(公表)

第5条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定め

るものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人くまもとテクノ産業財団役員の報酬等に関する規程（平成13年4月1日施行）は廃止する。

別表（第3条第2項関係）

役員の区分	年額報酬等
常勤役員	6,000,000 円以内

附 則

この規程は、令和4年6月20日から施行する。